介護老人保健施設悠久苑 短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人阪本医院が開設する介護老人保健施設悠久苑(以下「当事業所」という。)において実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練 その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当事業所では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを えない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、 その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が 地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」 過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則 り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供に かかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に 応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 当事業所名 介護老人保健施設悠久苑
 - (2) 開設年月日 平成 10 年 3 月 26 日
 - (3) 所在地 大阪府八尾市大字山畑 5-1
 - (4) 電話番号 072-941-3222 FAX 番号 0729-41-5130
 - (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2755580020

(従業者の職種、職務内容、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、職務内容、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職種	職務内容	配置基準人員数
管理者 (医師)	事業所(診療)業務統括	1名
看護師	看護及び介護	24 名
介護員	介護及び看護の補助	
理学療法士	リハビリ指導	1名
及び作業療法士	グハビッ指導	1 泊
管理栄養士	栄養管理	1名
介護支援専門員	介護計画の作成	1名
支援相談員	相談業務・地域との連携	1名
事務長・事務員	施設長補佐及び庶務会計	1名

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護サービス計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護サービス計画に基づく介護を行う。
 - (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村・病院・介護施設・居宅ケアマネ・居宅サービス事業所との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画 書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理を行う。
 - (8) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定の更新手続きを行う外、介護報酬事務に携わる。
 - (9) 事務長は、施設長を補佐し、施設の運営管理に努めるとともに、庶務及び会計事務、施設内設備の保守点検に努める。事務員は事務長の補佐を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設 サービスの定員数より実入所者数及び指定介護予防短期入所療養介護利用者数を差し引い た数とする。

(短期入所療養介護の内容)

第8条 短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される 短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な 医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とす る。 (利用者に対する指定短期入所療養介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額) 第9条

- 1 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、 利用者から利用料の一部として当該指定短期入所療養介護について介護保険法第41条第 4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該事業 所に支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受ける
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に入 所者から支払いを受ける利用料の額と前項の額との間に、不合理な差額を生じないよう にする
- 3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者か ら受けることが出来る
 - (1) 食事の提供に要する費用/1日 1.800円
 - (2) 滞在に要する費用/1日 437円
 - (3) その他の利用料
 - ①教養娯楽費/1日 200円 倶楽部やレクレーションで使用する折り紙、粘土材料や風船等の費用。
 - ②理美容代 散髪業者による金額設定となる
 - ③電気代(1日)

ポット、ラジオ、ポータブルテレビ/50円(消費税込み) 電気毛布/100円(消費税込み)

④文書料

死亡診断書/2,000円(消費税別)

- ⑤第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険 負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限 度額、又は実際に要した費用のうちその低い額とする。なお、第2号について、指定 居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準により、従来型個室の利用者が 多床室に係わる当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを 受ける
- (4) 事業所は第3項各号に揚げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
- (5) 事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを 得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、 当該利用料を相当額に変更する。
- 第10条 居宅サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者が介護認定審査 会に於いて審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の学と同額の利用料とする。

(通常の送迎の実施地域)

- 第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
 - ・八尾市、東大阪市及び柏原市

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第12条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - ・ 面会は、平日は13時から19時日・祝日10時から19時。
 - 消灯時間は21時。
 - ・ 外出は、所定の用紙に必ず記入する。
 - ・ 飲酒、喫煙は禁止とする。
 - 火気の取扱いは、慎重におこなう。
 - ・ 設備・備品の利用は、破損することなく大切に取り扱う。
 - ・ 所持品・備品等の持ち込みは、最小限度とする。
 - ・ 金銭・貴重品の管理は原則として持ち込み禁止。場合により事務所ステーション管理。
 - 外泊時等の施設外での受診は原則として禁止。やむをえない場合、施設に連絡する。
 - ・ 宗教活動は、認めない。
 - ペットの持ち込みは、認めない。
 - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画 に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、事務長を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を 編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

- 第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示令 に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常 に次の事項に留意すること。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊軍し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人阪本医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事 する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条

- 1 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を 適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水 廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、夏期2回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすこと がないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を 求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の 対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営 に関する重要事項については、医療法人阪本医院介護老人保健施設悠久苑の役員会に おいて定めるものとする。

第21条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 苦情解決体制を整備しています。
- 2 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- 3 成年後見制度の利用を支援します。

第22条 身体拘束等について

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載することとします。

付則

- この運営規程は、平成17年10月1目より施行する。
- この運営規程は、平成20年2月1日より施行する。
- この運営規程は、平成21年9月1日より施行する。
- この運営規程は、平成24年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この運営規程は、令和1年10月1日より施行する。
- この運営規定は、令和4年6月1日より施行する。
- この運営規定は、令和6年9月1日より施行する。
- この運営規定は、令和7年9月1日より施行する。